

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【総合政策室】

No.	発言者	発言内容（要旨）	対応の方向等	担当室課
地方分権改革への取組みのあり方について				
1	相 原 員 委	<ul style="list-style-type: none"> そもそも地方分権は、国家にとってどういう意味があるのか、どうすれば国際競争力のあるいい国になるのかの視点と、国内の制度疲労で地方の独創性や活力が低下しているのではないかとの2つの視点から検討が必要である。 江戸時代の分権型社会において、藩財政を確保するため地域は独自の発展をしたが、明治維新以降、欧米を追い越すために中央集権の下で近代化を進めた。こうした背景を踏まえれば、今後、中央集権と地方分権のバランスをとりながら、日本の国家のためにもなる地方分権を推進していくべきである。 	知事会としても、平成19年5月に地方分権推進特別委員会に国と地方のあり方小委員会（委員長、山田京都府知事）を設置し、21世紀にあるべき地方分権改革について議論を重ねているところであり、その議論の方向や提案の趣旨に沿って、検討部会等で課題を整理し、緊急提言等に反映させていきたい。	政策調査監
2	小笠原委 員	地域の実態に合わせた地域づくりや限界集落などの問題に対応するためには、地方の自立が必要であり、そういう中での地方分権のあり方を考えることが必要である。	地方が自立するためには、第1次分権改革で取り組んだ「自治行政権」の確立、三位一体改革で取り組んだ「自治財政権」の確立に加え、条例制定権の拡大などを通じた「自治立法権」の確立が必要であり、第2期分権改革の大きな課題と認識しており、全国知事会等とも連携しながら、その実現に向け取り組んでいく。	政策調査監
3	川 村 員 委	地方分権改革の考え方について、市町村によって温度差があると考える。特に、入口での議論が足りなかつたとの反省があり、このことを何とかしなければならない。	今後、分権改革を推進するためには市町村と住民理解が不可欠であることから、今後も分権に関する説明会等を通じ理解を促していく。	政策調査監
4	北 村 員 委	第1次地方分権改革は、機関委任事務を廃止したが、それを規定する法律の構造については、手を付けることなく終わった。現行法は、機関委任事務時代に制定されたことを認識すべき。義務付け・枠付けが強い現行法は、違憲状態になっているものも少なくない。霞が関には、これを改正する意欲がなく、自治体の側から、「るべき法律状態」を提案する必要がある。	知事会でも地方分権推進特別委員会に6つのプロジェクトチームを設置し、国の過剰関与の調査、随時提言等を行っており、この調査を通じ問題点を明らかにし、政府分権委に改善策を提案する予定であり、その提案の内容や御意見を踏まえて課題を整理し、緊急提言等に反映させていきたい。	政策調査監
分権型社会に求められる自治体職員像について				
5	北 村 員 委	地方分権改革に関して、せめて、3分の1でいいから、第1次地方分権改革の意義を正確に理解できる職員を作るべき。とくに管理職の意識改革は重要である。各地の自治体行政の印象として、課長・部長・局長の意識は、総じて「後ろ向き」である。	「新しい地域経営の計画」の改革編において、住民本位の分権改革を大きな柱として位置づけており、提言の趣旨に沿って研修やセミナーの開催等も行いながら、「分権時代に対応した職員づくり」を推進していく。	経営評価課
6	北 村 員 委	「分権時代だから職員の意識改革が必要」とだけ言って、その後のフォローまで考えない首長の自治体には、改革は期待できない。職員は、どうすればよいかわからない。個人の意識改革の前提には「組織の意識改革」が必要であることを理解し、意思決定システムの改革を実現せよ。	「新しい地域経営の計画」の改革編において、組織パフォーマンスの向上として、職員の意識改革に加え、組織力を最大限に発揮できる体制作りについて盛り込むこととしており、この中で反映させていきたい。	経営評価課
行政と民間の協働について				
7	稻 葉 員 委	これまで官が行ってきた行政サービスを民間がやってもいいのではないか。県の業務も同様の視点で検討していくべきではないか。	「新しい地域経営の計画」の改革編において、民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくりとして、岩手型の市場化テストの導入の検討や指定管理者制度の拡充など、民間力が発揮される仕組みづくりについて盛り込むこととしており、この中で反映させていきたい。	経営評価課
8	佐々木 員 委	『住民やNPO・コミュニティとの協働』が推進されてきたが、指定管理者制度を例にしても、『自治体の経費節減』ありきである。そこで働く職員が、やりがいを持ち、家族を養いながら働けるだけの報酬を得られない現実を知った上で、真の住民との協働を考えてほしい。	「新しい地域経営の計画」の改革編において、民間力・地域力が最大限に発揮される仕組みづくりとして、県民サービスの向上の視点での指定管理者モニタリングや県民参加の協働の取組みについて盛り込むこととしており、この中で反映させていきたい。	経営評価課 (地域振興部 NPO 国際課)

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【地域振興部（地域企画室・NPO国際課）】

No.	発言者	発言内容（要旨）	対応の方向等	担当室課
行政と住民の協働について				
9	小野委員	NPO法人の設立認証事務の移譲により、一関市ではNPOとの連携の意識が醸成されてきており地域のサービスの広がりという効果につながっている。	NPO認証事務は、一関市など9市町に移譲されているが、今後、全市町村への移譲を目指していく。	NPO国際課
10	熊坂委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民との協働を推進するために、住民や住民団体が行政に参加し、その役割を担えるようにすべき。そのため、情報公開などの透明性の確保とともに、その意思が十分に反映できる仕組みの構築が必要である。 このため、宮古市では今月、まちづくりについて、住民の参画と協働を原則とし、住民、議会、市の役割や責務と、東北で初の常設型の住民投票制度を規定した自治基本条例を公布したが、引き続き具体的な住民の参画、協働と住民投票制度について、それぞれ条例を整備し、真の住民主体の行政を進めたい。 住民主体の行政を進めるために、人材育成が必要と感じている。 	県においては、住民主体の地域づくり支援するため、「草の根コミュニティ」の維持・再生等に取り組むこととしており、草の根コミュニティ大学（仮称）の開催による地域リーダー育成などを行っていく。	地域企画室
11	佐々木委員	『住民やNPO・コミュニティとの協働』が推進されてきたが、指定管理者制度を例にしても、『自治体の経費節減』ありきである。そこで働く職員が、やりがいを持ち、家族を養いながら仕事できるだけの報酬を得る事ができない現実を知った上で、真の住民との協働を考えてほしい。	県では、自治会等の地縁組織、NPO、企業など、多様な主体との協働が進むよう、分析しながら住民に情報提供と普及啓発を行う。特に、行政と共に地縁組織やNPO等が公共サービス提供の担い手であること、また、協働の目的は、自治体の経費節減が主眼ではなく、質が高く柔軟なサービスの提供にあることについて理解が進むようにしていく。	NPO国際課 (総合政策室 経営評価課)
市町村の自主的な活動に対する支援について				
12	北村委員	財源移譲がないかぎり分権推進はできないという主張ばかりを繰り返す市町村には未来はない。今の法環境を最大限に生かして活動する市町村や、汗をかいだ市町村を県は優遇すべき。市町村が自動的・自立的に活動できるようなインセンティブを県は用意すべき。法定事務ではなく独自政策条例にもとづく事務であるが、高知県土地基本条例は、こうした発想を制度化している。	県では、市町村と連携し、市町村の申請する特定地域に企業の集積が進むよう様々な優遇措置を設けた「特定区域における産業の活性化に関する条例」（平成18年3月）を制定しているが、今後、先進県の事例も参考にしながら取り組んでいく。	地域企画室
今後の振興局等のあり方について				
13	熊坂委員	<ul style="list-style-type: none"> 振興局のあり方については、役割分担の見直しや事務の整理、市町村の行財政基盤の確立、地方分権の推進の中で役割や機能が変化していくと思うが、基本的に屋上屋を架したり、住民から見て分かりにくい行政のあり方は止めるべき。 専門職員が配置されている部署や事務が完結する部署は、必要性や有用性を理解するが、単なる進達機関であれば、二重行政にも繋がり将来的には不要。当面、振興局での自己完結性を高めるよう県組織内部での権限移譲を進めてほしい。 	振興局のあり方については、市町村との適切な役割分担のもと、市町村合併の進展や産業振興の状況等を勘案し、平成22年度に一定の姿を示すこととしており、この取組みの中で反映させていく。	地域企画室
14	平木委員	振興局は、國の地方支分部局のようになってはならない。あくまで、広域自治体としての役割を果たすべき。将来、道州制になれば、岩手県そのものが振興局の役割を担うことを前提に、あり方を考えていく必要がある。	振興局のあり方については、市町村との適切な役割分担のもと、市町村合併の進展や産業振興の状況等を勘案し、平成22年度に一定の姿を示すこととしており、この取組みの中で反映させていく。	地域企画室
15	佐々木委員	沿岸地域から、新幹線・飛行場・高速道路までの距離的長さが不利益になっている。産業振興の妨げから人口流出の原因にもなっていないか。漁業や農業の生産者が、付加価値を付けて、良いものを消費者に届ける努力をしており、分権型社会への移行により不利益を被ることなく、より生産意欲を向上させるように取り組んでほしい。	産業経済基盤が十分ではない県北沿岸圏域の振興については、今般公表した「新しい地域経営の計画」（素案）において、市町村等との適切な役割分担のもとで、重点的に取り組む。	地域企画室

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【地域振興部（地域企画室権限移譲担当）】

No.	発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課
市町村・県・国の役割分担のあり方について				
16	相 原 員 委員	国と基礎自治体が基本的な仕組みで、都道府県制度は中間的な存在であり、時代の変遷とともに変わりうる。道州制を意識した上で、国・県・市町村（基礎自治体）の役割を考えるべきではないか。	道州制については、現在、第28次地方制度調査会、道州制ビジョン懇談会、自民党道州制調査会で検討が行われているが、その姿や仕組みも明確とはなっていない。仮に道州制がどのような形になつたとしても、市町村の役割は拡大する方向にあると考えられることを踏まえて、市町村と県の役割分担を整理していく。	権限移譲推進担当
17	相 原 小笠原 委員 小 野 鈴木 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、シンクタンク機能、専門性を強化していくべきである。 ・ 行政の役割は、地域の自立する心を育て、バックアップすること。そのために、県の役割として、シンクタンク機能を充実して、市町村のバックアップやアドバイスをするシステムはできないか。 ・ 県は分権の方向について、シンクタンク的な役割を持ち、それを市町村に広げる役割を担ってほしい。 ・ 市町村は助け合いながら、一方で競争していくものと考えるが、専門性の部分は県の役割ではないか。 	今後、県の役割を果たしていく上で、シンクタンク機能や専門性は極めて重要であり、今後、具体的な強化の方策、市町村への適切なアドバイス、判断材料の提供等に取り組んでいく。	権限移譲推進担当
18	相 原 員 委員	権限移譲の検討にあたっては、そもそも最初から県の仕事ではなく、市町村の仕事とした方がいいのではないかという視点が必要である。	役割分担の基本的な考え方に基づき、県でなければできない広域的・専門的事務、連絡調整事務、補完事務を除き、現行制度で移譲可能なものについて、原則として、全て市町村への移譲対象として検討していく。	権限移譲推進担当
19	小 野 委員	各市町村でフルセットサービスを担えるのが理想的だが、合併していない市町村への補完や、福祉等の最低水準の確保などは、県の役割として残っていくのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が単独で担うことが困難な事務については、まず一部事務組合等による事務処理の共同化や、市町村相互に連携して助け合う水平補完等を検討の上、それでも市町村で担えない場合、県が適切に補完していく。 ・ 国の制度により定められている行政サービスの最低水準に、さらに市町村の判断により上乗せすることにより差が生じうるが、さらに県が国の基準を上回る最低水準を定めることは、県の役割にはなじみにくいと考えられる。 	権限移譲推進担当
20	北 村 委員	事務論を改めて検討する必要がある。市町村に法律に基いて義務付けられている事務を本来の市町村事務と考えるのか、それとも、本来は県の事務であるものが市町村に義務づけられていると考えるのか。県と市町村の役割分担について、地方自治法2条3項と5項を岩手県に関して言い直す必要がある。県に権限がある事務の意味について、県は、法律を所与とせずに考える必要がある。	市町村と県の望ましい役割分担の実現に向けて、法令で市町村または県の役割とされている事務についても、ゼロベースで検討を行い、事務再配分を進めていく。	権限移譲推進担当
21	熊 坂 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県及び市町村の役割分担については、補完性の原理・近接性の原理と市町村優先の原則を基に徹底的、抜本的かつスピード感を持って見直すべき。時代に適合せず、廃止や縮小等が必要な事務は、整理・統廃合を進め、従来、国、県が担っていた事務を新たに市町村が担うことはもちろん、その逆もあり得るような事務の再配分を行すべき。スピード感が必要なのは、役割分担の問題は、細部に渡り議論の尽きぬ問題だからである。 ・ 住民、国、県、市町村それぞれの納得が得られるよう議論への参加の機会の提供と議論の過程についての透明性の確保が必要である。 ・ 国、県は、住民福祉の向上と行政の効率化の面から抜本的に事務事業を見直し、税財源を含む権限移譲を進めるとともに市町村が自己責任・自己決定の原則の下に施策を展開できるように支援し、二重行政、三重行政を速やかに廃止し、過度の関与を止め、市町村の自立を支援すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、7年あまりが経過していること、また、県内の市町村合併が相当程度進展していることも踏まえ、今後、迅速に権限移譲や事務の再配分に取り組んでいく。 ・ 当会議の議論は、県のホームページで公開しており、今後、各地域ごとに分権セミナーを開催するなど、県民や関係者の議論への参加機会をつくっていく。 ・ 現在、国や県、市町村の間でどのような二重・三重行政が生じているか、また、国や県が市町村に対して、どのような関与を行っているか、全般的に検証を進めており、この結果を踏まえて是正を努めるとともに、市町村の自立への支援に努めていく。 	権限移譲推進担当
22	鈴 木 委員	二重、三重行政の例は、非常に多くあるが、国と市町村の仕事を比較してみると、市町村の方が効率的で無駄が少ないよう感じた。育英奨学金の回収率なども、住民に近い市町村で行われた方がいい例であり、分権が住民サービスの向上と結びついていくようになるべきである。	今後、検討部会や、振興局と市町村の権限移譲研究会において、住民の視点（行政サービス向上の観点）を踏まえながら、移譲事務について検証・分析していく。	権限移譲推進担当

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【地域振興部（地域企画室権限移譲担当）】

No.	発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課
23	高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の果たすべき役割である専門性の提供、水準の確保、調整などを、いつ、どのタイミングで行うかが現実的には重要である。 ・ 県と市町村の仕事が完全に分かれていればわかりやすいが、種類や性格の違う仕事が組み合わされて構成されているため、システムチックになっていないと、二重・三重行政などの結果になる。 	市町村と県が、それぞれの役割を適切なタイミングでシステムチックに發揮していくための方策や仕組みについては、市町村及び県の行政全般にわたるテーマであることから、各検討部会において連携調整しながら取り組んでいく。	権限移譲推進担当
24	平木委員	道路の拡幅を住民自らやった地域もあれば、都市部のように共同で雪かきができない地域もあるなど、地域ごとの事情や置かれている条件の違いに応じて県は補完していくべき。	市町村による自助努力を基本としつつ、その条件の違いにも配慮しながら、県は適切に補完していく。	
県から市町村への権限移譲のあり方について				
25	稻葉委員	権限移譲は、県（振興局）と市町村が補完性の原理に基づいて、より関係を強めながら、現場に即したもの的具体に検討の上、権限移譲するのが効果的ではないか。例えば、除雪作業を県と市町村が一体的に共同で行うなどのやり方もある。	これまで、振興局と市町村で権限移譲研究会等を設置し、現場の視点を踏まながら移譲がふさわしい事務について検討してきたが、今後、さらに住民視点に立って、二重行政の解消はもとより、いかに効率的な行政を確保するか、県と市町村の関係を深めながら対応していく。	権限移譲推進担当
		市町村でも自らの事務事業をやるべきかどうかの整理をできていない状況の中で、県からの権限移譲の検討は厳しい。	市町村でも現在担っている事務事業を整理・検討することが必要と考えられるが、この場合、例えば広域内の処理（一部事務組合等）で検討することも効率的と考えられる。	
26	小笠原委員	分権は、地域住民の利便性と自立を促すものであるべき。そのためには、どのような権限が市町村に必要か整理すべきである。	移譲項目の検討にあたっては、住民生活に密接に関わる行政サービスで、市町村が担うことにより、住民の利便性が向上する事務権限など、基礎自治体の行政基盤の強化の視点から整理していく。	権限移譲推進担当
27	小野委員	一関市では、広域振興局になったことにより、住民が県と直接関わる部分が限られてきている。そのためにも、市が住民に身近で現場に近いサービスが担えるようスピーディーに進める必要がある。	今後、振興局は産業振興、雇用対策、社会資本の整備、環境保全や災害対策などの専門的・広域的なサービスを担い、また、市町村は住民に身近なサービスを担うべきであることから、県と市町村が協議しながら、迅速に対応していく	権限移譲推進担当
28	川村委員	権限移譲のメニューは、県からいろいろ提示されているが、あまりおいしいところがないので考えて欲しい。	権限移譲は、市町村優先の原則に基づき進めてきたが、この趣旨は、住民の利便性の向上と、住民に近いところに自己決定権をおくことにより、住民の声が十分に施策に反映されることによる自治の充実を目指しているものであり、今後もこれを基本として進めていく。	権限移譲推進担当
29	北村委員	県から市町村への権限移譲は、市町村にとって本当に望ましいものであるかの検証はされているか。県民でもある市町村民にとって、以前よりもよい状況になっているのか。事務処理特例条例は、市町村の眞の意思にもとづいたものか。	<p>権限移譲にあたっては、市町村からの要望に基づき、市町村と県（振興局）で設置する研究会において個別事務の検討を行った上で、市町村の判断により移譲項目を決定しており、今後とも市町村の意向に基づき進めていく。</p> <p>また、移譲された事務については、今後とも移譲後のフォローアップや研究会の場などにおいて、移譲の効果や課題などについても検証を行っていく。</p>	権限移譲推進担当
30	熊坂委員	移譲対象メニューは、「県において、移譲が相応しいと考えた事務・権限を提示」しているが、住民や市町村の視点を踏まえ、市町村に相応しいものを載せるべきだ。県、市町村いずれかで完結する事務事業にあっては、事務の切り取りによる移譲は、行政効率の面からも適切でない。	各検討部会には、住民や市町村職員等に参加いただきおり、住民や市町村の視点を踏まえて取り組んでいくとともに、権限移譲等推進計画の策定において、関連する事務をパッケージ化するなど、できるだけ一括で移譲していく。	権限移譲推進担当
31	多田委員	これまで国・県が担ってきた事務を、なぜいま市町村へ分権するのか、事務事業ごとに点検してみると分からぬのではないか。	<p>地方分権改革は、国と地方の役割分担の見直しによる国から地方（県・市町村）への権限移譲や、地方税財源の充実強化等による地方公共団体の自主性と自立性の確保などを目的として、段階を経て進められてきている。</p> <p>今後、市町村・県・国を通じた望ましい役割分担に基づいて、分権推進会議や検討部会において、事務事業を点検した上で、権限移譲等の計画を取りまとめていく。</p>	権限移譲推進担当

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【地域振興部（地域企画室権限移譲担当）】

No.	発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課
32	多田委員	町村は、一般的には権限を欲しがっていない。正直迷惑なものが多く、本当に欲しいものは様々な条件がついて、結果として移譲されない。権限移譲は、モノによりけりだと認識してもらいたい。部会でもこの点を理解して検討してほしい。	権限移譲は、今後とも市町村と県との協議・合意を基本として進めていく。	権限移譲推進担当
33	多田委員	町の自立のため、職員定数管理を前倒しで達成し、一般事務職を削減しても、法改正により保健師や介護福祉士を配置しなければならない。	単独市町村で対応が困難な場合は、広域的な処理等による対応も検討する必要がある。なお、国の制度改正により不適切な人員増を招くことがないよう、必要に応じて提言していく。	権限移譲推進担当
34	平木委員	県が権限移譲を進める場合、機械的・一律に決めるのではなく、市町村や住民の意見を反映しながら、きめ細やかな権限移譲となるよう期待している。	分権推進会議において、市町村の規模別のモデルとなる「権限移譲等推進計画」を策定し、そのうえで、市町村ごとの状況を踏まえながら、協議により計画的・体系的に権限移譲を推進していく。	権限移譲推進担当
35	役重委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 花巻市は、パスポートの発行事務の移譲を受けたが、窓口が近くになり便利になった人がいる一方、受け取り場所が限定され、そのため提出書類が増えた人がいるなど、移譲後も住民視点で隨時検証していく必要がある。 ・ 従来は国から県、県から市町村へと上から下への流れであったが、権限移譲を進める場合には、市町村の窓口を担っている職員を通じて、住民の声を吸い上げて改善につなげるための逆ルートの流れを作る必要がある。 ・ 県の役割としては、専門性の発揮、市町村が住民の意見を常に意識するよう市町村に問い合わせること、市町村職員の本音を吸い上げる仕組みを作ることではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パスポートの交付は、これまで役場で戸籍を取得した上で、振興局で手続をしていたが、地元の市町村窓口で一度に手續ができるよう利便性の向上を目指したものであるが、一部では不便になる方もおり、県でも工夫をしながら対応している。 ・ 今後とも、移譲後におけるフォローアップや研究会などの場において、市町村と県が連携して移譲事務の改善や検証等に取り組んでいく。 	権限移譲推進担当
市町村の広域連携のあり方について				
36	熊坂委員	市町村は、地方分権の推進のために個々の体力や規模から、個別に受け入れが難しい事務の場合であっても、周辺等の市町村の連携を通じて担えるよう連携を強化すべきであり、国、県もそうした連携を支援していくべきである。	現下の市町村合併の進展状況や、その結果として市町村の規模能力が様々であることを踏まえると、市町村の広域連携の強化は重要な課題と考えられるところであり、県としても積極的に支援していく。	権限移譲推進担当
37	平木委員	基礎自治体がフルセットで行政をやる必要はない。例えば、一生懸命に水源の森を守るから、あとは一部事務組合なり周辺市町村と連携する、県が補完するなどの発想があつてい。	基礎自治体が行財政基盤を強化し、総合的な行政を行うことが理想であるが、規模能力の観点からそれができない場合、まず、一部事務組合等による事務の共同化や、市町村が相互に助け合う水平補完等を行い、それでも市町村で担えない場合、県が補完の役割を果たしていく。	権限移譲推進担当
分権改革の進め方について				
38	鈴木委員	分権は、本来、市町村が国や県から勝ち取るものと考えるが、そのような意見が少ない。市町村が主体的に分権に取り組めば、職員の教育や権限移譲への住民の理解も進むだろう。また、県はアドバイスを強化するなど、市町村がもっと一生懸命になるやり方を考える必要がある。	市町村が主体的に分権改革に取り組むことは不可欠であることから、検討部会に市町村のメンバーを加え意識を共有するとともに、権限移譲推進モデル市町村を設置するなど、県としても支援していく。	権限移譲推進担当
39	高橋委員	地方分権には総論と各論があり、総論は、県や市町村という行政単位の全体でどう進めていくか。各論は、医療、社会保障や雇用など各政策領域別に様々な経緯があることを踏まえる必要がある。一方、個別の政策領域別にシステムをつくることには、効率性の低下や行政の一体性の確保の困難性、地域振興へのインセンティブの阻害などの側面があり、これらを両立させることが課題と考える。	各検討部会において、各政策領域別の経緯等を踏まえるとともに、各検討部会が相互に連携、調整しながら、望ましい役割分担や行政システムの実現に取り組んでいく。	権限移譲推進担当
40	平木委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革のようなものは単純明快にスピード一にやらなければならない。そのほうが住民にも分かりやすい。 ・ 県の方から提案して、市町村と一緒に考えてもらうという姿勢は、大変結構なことだと思う。 ・ 今まで中央集権体制であったものを、急に地方分権で住民自治だと団体自治だと言われると、住民は戸惑うかもしれないが、この会議を共通認識を持つための運動を起こすきっかけにすればいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年4月の地方分権一括法の施行以降、市町村優先の行政システムの構築に取り組んできしたこと、また、市町村合併が進展していることを踏まえ、迅速に検討していく。 ・ 当会議の議論の過程をホームページ等で公開するとともに、分権についての公開セミナー等を開催するなど、広く住民等との共通認識を形成していく。 	権限移譲推進担当

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案） 【地域振興部（地域企画室権限移譲担当）】

No.	発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課
41	佐々木委員	市町村と県の役割分担を考える時、まず、市町村の首長・職員に対しての学習や研修を繰り返すことも同時にやってほしい。『自ら治める地方自治体の責任』や『地域住民のニーズを把握しそれに基づいた企画立案実践』という意識改革が必要であると痛感しているからである。	市町村における学習や研修は、市町村が自ら行うことが適当であるが、県は、市町村の実情を踏まえつつ、可能な限り支援していく。	権限移譲推進担当
その他				
42	相原委員	県職員は、できれば勤務地に住んで、地元の首長が何を考えているか、何をやろうとしているかを理解し応援してもらえば、県と市町村の実質的な関係がもっとよくなる。	市町村と県が連携を深めながら、地域における有効な施策を推進するためにも、県職員が地元の首長のまちづくりの考え方を総合的に理解することが、極めて重要である。 例えば、一関総合支局では、「管内首長からまちづくりの想いを聞く会」を開催しており、今後、このような取組みを広げていく。	権限移譲推進担当
43	高橋委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と市町村の役割分担は、一定の基準、システムで一律にやると、全体の改革方針と個別性の対立に終わり成果が出にくいので、部会では、政策領域ごとの経緯や事情を踏まえながら、しかも全体の枠組みとして他の政策領域とも共有できる枠組みを作るという目的意識をもって検討すべき。 ・ 県に求められる専門性の発揮などの機能を果たすための仕組みをつくるための指針が出せれば会議の意味がある。 ・ 普遍的に通用する結論は難しい。岩手の中で妥協点・均衡点を探していく議論ができればいい。 	検討部会で個別政策領域ごとの望ましい役割分担を明らかにした上で、各政策領域が共有できる全体最適な枠組みができるよう、検討部会が相互に連携調整しながら取り組んでいく。	権限移譲推進担当

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【地域振興部（市町村課）】

No.	発言者	発言内容（要旨）	対応の方向等	担当室課
地方分権型社会に求められる自治体の姿などについて				
44	小笠原 委員	地域の実態に合わせた地域づくりや限界集落などの問題に対応するためには、地方の自立が必要であり、そういう中での地方分権のあり方を考えることが必要と考える。	地域の自立のため、県では市町村総合補助金、地域振興推進費による地域づくりの支援、草の根コミュニティの維持・再生に取り組む。併せて、市町村の行財政基盤の強化が必要であり、その方策の一つとして、市町村合併の推進に取り組んでいく。	市町村課
45	小野 委員	県の役割は広域行政と補完事務であり、市町村合併によりフルセットで権限移譲が進み、県の手が引かれていくのが理想的ではないか。そのためには税源移譲が必要。道州制に関わる予算、県や市町村のほか、住民が直接行政サービスを行うための予算を確保してほしい。	市町村が、自助努力による財源確保に取り組むとともに、必要な財源を確保するため、交付税の充実確保と財源調整機能の強化、地方税の偏在是正などについて、国に強く働きかけていく。	市町村課
46	北村 委員	「分権時代だから職員の意識改革が必要」とだけ言って、その後のフォローまで考えない首長の自治体には、改革は期待できない。職員は、どうすればよいかわからない。個人の意識改革の前提には「組織の意識改革」が必要であることを理解し、意思決定システムの改革を実現せよ。	各市町村において、それぞれ個人や組織の意識改革等に取り組むこととし、県としては市町村の取組みが円滑に進むよう必要な支援を行っていく。	市町村課
47	熊坂 委員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は、権限移譲を受け入れ、地方分権を推進するためには相当の覚悟と気概が必要である。自己完結能力の向上と、行財政基盤の強化・確立に努めるべき。さらに、補完性の原則の下に、国、県同様に事務事業を徹底的に見直し、住民や住民団体と積極的に協働すべきである。 地方分権の推進には、市町村にも住民にも相応の負担を伴う。住民、首長、議会が理念を共有して推進していくべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による事務事業の徹底した見直しや、市町村と住民や住民団体との協働は、市町村において実施されるべきであるが、県としても可能な限り支援していく。 住民、首長、議会が理念を共有して分権に取り組むことは、基本的に市町村の役割であるが、県としても可能な限り支援していく。 	市町村課
48	佐々木 委員	<ul style="list-style-type: none"> 行政でも企業でも、その評価は、数値目標の達成状況でみられることは承知している。しかし、この分権推進に関しては、根本的な部分、『何故地方分権が必要なのか。分権型社会とは何か。市町村職員は何をなすべきか。住民の生活はどう変化し、何が便利になり、どんな不利益が生ずるのか。』等々について、十分な議論（学習）がないのではないか。 市町村職員然り、住民に至ってはなおのことである。したがって、市町村合併でも権限委譲でも、数値目標の達成により、住民生活の何が変わったのか実感できない。住民側にも意識の低さがあるが、市町村職員と共に住民の意識向上にも取り組む方法を考えてはどうか。 	意識改革・啓発は極めて重要と認識。各市町村において、こうした取組みが円滑に進むよう必要な支援を行っていく。	市町村課
市町村の広域連携について				
49	稲葉 川村 鈴木 委員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村でも、医療保険のような地域特性がないものは、どんどん連携した方がいい。 現在、一部事務組合等により、市町村の広域連携が行われており、道州制が避けられなければ、さらに、連携を強固にしていくべき。 市町村ごとにやれば効率性は失われていく。失われる効率のカバーが課題であり、例えば、市町村の共同の事務処理が考えられる。その場合、住民サービスの部分は住民の意見を反映し、行政の部分は効率性と専門性を發揮できるように分権を進めていくべき。 	基礎自治体である市町村の行財政基盤の強化のため、合併の推進に取り組んでいるが、広域内での処理のあり方についても研究していく。	市町村課
市町村合併の推進のあり方について				
50	小野 委員	一部事務組合は、間接的であり、住民の声が届きにくいので、市町村が力をつけていくよう、合併構想対象市町村などの形を全員が目指す方向性を模索するべきである。	平成19年8月に岩手県合併推進審議会に対して「合併市町村における合併効果の検証」、「合併協議会設置勧告のあり方」を諮問しており、議論の材料を提供するとともに、地域における議論を喚起していく。	市町村課
51	多田 委員	高齢者福祉、母子保健、精神保健、児童福祉などは、いつのまにか市町村の権限にされ、勉強しろ、専門職を配置しろ、できなければ合併せよというやり方は疑問である。	行政サービスは、住民に身近な市町村で完結するよう、今後とも権限移譲を進める必要があり、市町村合併等による行財政基盤の強化に取り組んでいく。	市町村課

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【地域振興部（市町村課）】

No.	発言者	発言内容（要旨）	対応の方向等	担当室課
52	平木委員	市町村の体力を強め、能力を高めていく上で、国が旗を振ってきた従来の市町村合併の継ぎのような印象の取組みではなく、あくまで県内のそれぞれの取組みをベースに、岩手県らしい地方分権の姿を早く描き出していく方向で進めてほしい。	合併推進構想をたたき台として、将来のまちづくりについて、今まさに地域での議論を行っていただきたいと考えており、県は住民が的確に判断できるよう、必要な材料を提供していく。	市町村課
53	佐々木委員	市町村合併は、住民の生活圏との不一致や、市町村の財政状況の違いなどもあり、一概には合併を良しとはできない住民感情がある。合併を選択できない市町村の事情も考慮すべき。町村との人事交流などの促進により、町村にも分権型社会への理解が根付くように期待する。	合併推進構想をたたき台として、将来のまちづくりについて、地域での議論を行っていただくため、県は住民が的確に判断できるよう、必要な材料を提供していく。 県と市町村の人事交流は、今後とも一層の効果があがるよう取り組んでいく。	市町村課
市町村への過剰な関与の是正等について				
54	相原委員	国や県から市町村への調査ものは、調査結果とその結果がどのように利用されたかを全市町村の共有財産として公開・共有すべき。	現在も県のホームページなどで調査結果を公表し、市町村、県民と共有しているが、関係部局とも連携して、より積極的に公開していく。	市町村課
55	熊坂委員	通達等による過剰な関与、事実上十分に活用されていない知事等への報告や、国、県で重複する調査等の廃止・簡素化等を行えば、本来の市町村の仕事に労力を使える。（活用方法が不明な報告の例→地方自治法に基づく知事に対する条例の制定・改廃、予算に関する報告など。）	御指摘のとおりであり、法定の事項については、国への制度改正要望を行う。	市町村課
その他				
56	相原委員	これから県と市町村のバランスを考えると、この先、市町村で採用した職員が、県という市町村の連合的な組織の中で働くようになっていくことが必要ではないか。	現在も県への研修派遣制度や地方振興局と市町村との人事交流を実施しているが、市町村の職員が一層広域的な視点で業務を遂行することが重要となっており、さらに人事交流等を充実させていく。	市町村課
57	小笠原委員	一関市の住民座談会で住民と議論して感じたのだが、合併前は、廃れるのではないかと心配があったが、地域のことは自分たちで考えていかなければ、行政に頼ってばかりでは駄目だという意欲も育っている。	(参考とさせていただきます。)	市町村課

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【保健福祉部】

No.	発言者	発言内容（要旨）	対応の方向等	担当室課
後期高齢者医療広域連合に対する県の対応について				
58	稻葉委員	後期高齢者医療広域連合については、県も準備段階では共同で参加したもの、設立後は手を引いたが、むしろ広域連合との関係性を強めた方が実効性があがるのではないか。	法の趣旨に則り、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の円滑な施行に向け、後期高齢者医療広域連合が行なう業務に対し必要な助言・支援を行っていく。	医療国保課
地域生活支援事業における県の役割について				
59	小野委員	自立支援法が施行され、地域生活支援事業は市町村事業として行っているが、市町村によってサービス単価が大きく異なる。県には、県の補完的な役割として福祉の最低水準の調整や方向性を示すことを期待している。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟かつ効率的・効果的に実施することとされている。 実際に、各市町村の実施方法については事業者への委託又は補助形式であったり、また、利用者負担については独自減免を実施したりするなど、市町村の判断により様々な形態をとっていることから、県から一律にサービス単価の基準等を示すことは、県の役割になじみにくい。 市町村間格差是正の観点から、今後、各市町村の実施形態を把握し、その状況を情報提供したい。 	障害保健福祉課

本県における分権推進のための課題解決の方向性について（案）【総務部】

No.	発言者	発言内容(要旨)	対応の方向等	担当室課
自治体における政策法務の必要性等について				
60	北村委員	「法律に対する条例の上書き権」が地方分権改革推進委員会で議論されている。県としては、委員会の結論を待つことなく、独自の理論にもとづいて、法定事務の地域最適化のための条例を制定すべき。そのためには、きちんとした基本理念を構築し、それを指針なり計画なりで表現し、綿密な調査と周到な戦略にもとづくシナリオを描く必要がある。これは、試行錯誤で実験的ではあるが、先駆的自治体では、果敢に取り組んでいる。条例については、違法という批判はありうるが、それを克服する理論を踏まえて対応すべき。そのためには、核となる職員の政策法務能力を高めるための投資が必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、「地方分権改革に伴う条例、規則等の改正指針」（平成11年10月）等を定め、法律で規定する事務も含め、地域最適化のための条例の制定等を進めている。 ・ また、職員の政策法務能力の向上のため、研修を充実させるとともに、「条例等の整備に関する基準」を含めた「政策法務の手引」を作成中であり、今後更に研修や手引作成等を進めていく。 ・ 市町村が行う職員の法務能力を高める研修等について、県でも支援していく。 	総務室 (地域振興部 市町村課)
61	北村委員	法定事務に関して条例が制定できるようになったことは、第1次分権改革の成果である。しかし、「どのような条例なら可能か」については、よくわからない状態にある。霞が関は、「法律に規定がないかぎりは条例はできない」と考える傾向にある。しかし、条例ができないなら、できないという規定が必要である。	県では、法律で規定する事務についても、法律との調整を図りながら、「循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年）」や「動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年）」などの条例の制定等を進めてきたところであり、政策法務研修の充実等を図りながら、更にその取組みを進める。	総務室
62	北村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権時代は、法化時代でもある。法科大学院の修了生が激増する今後は、自治体行政実務が批判的運用にさらされる機会が増加する。行政手続法制定（1993年）、行政事件訴訟法改正（2004年）、行政不服審査法改正予定（2008年？）の意義を理解している自治体職員は、ほとんどいない。現在の行政運用を「行政ドック」に入れて診断し、不適切なところは未然防止的に改善しないと、国家賠償訴訟で敗訴し公金が失われ、大変なことになる。 ・ 公務員が、公務を担当するために必要な知識を習得していない事実を認識している首長は少ない。多くの職員は、道路交通法を知らないタクシー運転手のようなアバナイ状態であることを理解すべき。意識改革できると信じてそのように主張しているのならば、「裸の王様」である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県では、昨年度から、政策法務研修の一環として、行政手続法や訴訟に関する研修を行い、職員の理解の向上を図っており、今後もこの取組みを進めていく。 ・ 職員の研修において、行政法、政策法務、行政手続等の講義・演習を取り入れているほか、申請に対する処分の状況について、全庁一斉の点検を実施している。 ・ 今後、新採用職員研修において関係の講義・演習を拡充するほか、改正が見込まれる行政不服審査法の状況を踏まえて必要な研修を実施する。 ・ 市町村が行う職員の法務能力を高める研修等について、県でも支援していく。 	総務室 人事課 (地域振興部 市町村課)
その他				
63	小野委員	振興局が縮小する中、残った県の建物を市が有効に使えるような仕組みが必要と考える。	振興局再編に伴い、職員が大幅に減少した庁舎は、近隣の市町村等とも連携し建物を有効活用する。なお、遠野行政センター庁舎では、平成18年度から遠野市に庁舎の一部を貸して有効活用している。	管財課